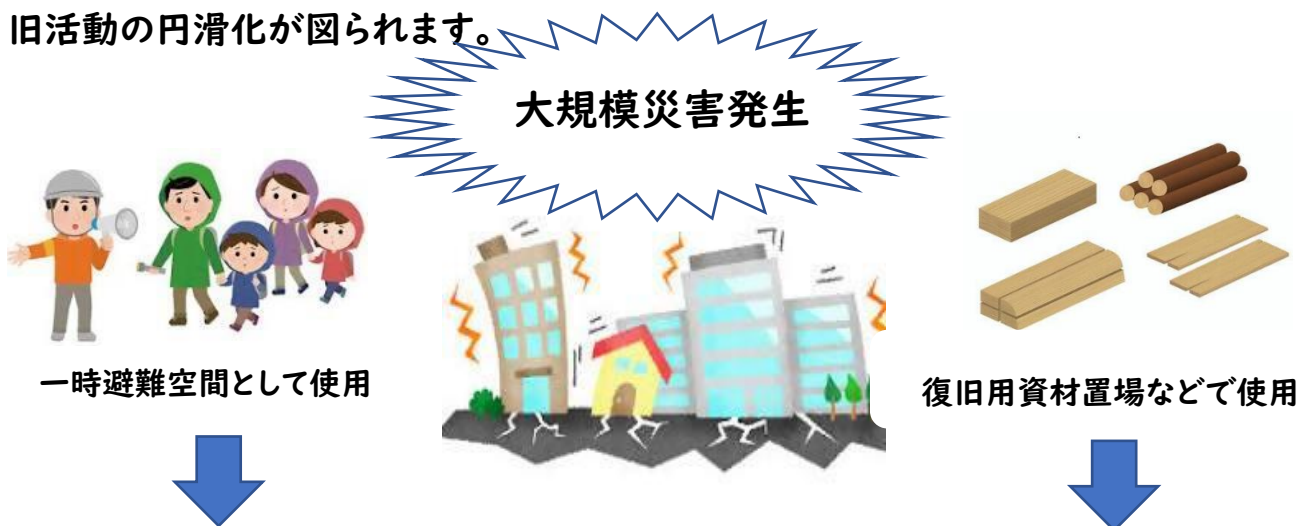


白岡市防災協力農地登録制度

～農地の登録に御協力をお願いします～

白岡市では、大規模災害時に農地を避難空間、復旧用資材置場などに利用させていただくため、あらかじめ農地を登録していただく制度を創設しました。

防災協力農地として農地を登録していただくことで、災害時の市民の安全確保、復旧活動の円滑化が図られます。



災害発生の発生から

- 7日間は避難空間として使用します
- 8日間以上連続して使用する場合は登録者に使用の依頼をします

- 登録者に使用の依頼をします

- ・登録された防災協力農地を使用したときは、農作物等に対する補償を行うとともに、8日間以上使用する場合は土地使用料を支払います。
- ・使用を終了したときは、速やかに原状回復して返還します。

- 登録対象農地：①生産緑地 ②おおむね300㎡以上の水田を除く一団農地
- 登録期間：3年間。初回は2年を経過した日以後最初の3月31日まで。期間満了ごとに3年間自動更新。申出により登録の取消も可。
- 登録方法：様式第1号の「防災協力農地登録申請書」を提出していただき、審査後に防災協力農地登録台帳に記載の上、様式第3号の「防災協力農地登録証」を交付します。後日、必要に応じて登録された農地に標識を設置します。
- 使用の内容
 - ①避難空間・・・7日間は避難空間として使用後、8日以上連続して使用する場合は登録者に使用の依頼をします。
 - ②復旧用資材置場、仮設住宅建設用地・・・登録者に使用の依頼をします。使用期間は原則2年以内ですが、登録者の同意をいただいで延長することがあります。
- 補償等：平常時は無償です。実際の使用時に、農作物等の補償をお支払いするとともに、8日以上使用する場合は、土地使用料をお支払いします。
- 農地の返還：使用終了後、速やかに現状回復し返還します。

申込み・問合せ 白岡市生活経済部農政課

電話 0480-92-1111 内線243・244